

剥
侵
鋪

地

伊藤文庫
145
2

大日如來

[illegible]

この時を以て切替言ひ置かむ所料を承知せし津屋
元へおのりしを以て昭和五年に船を寄附せし事
人等おのりしを以て昭和五年に船を寄附せし事
切替言ひ置かむ所料を承知せし津屋
元へおのりしを以て昭和五年に船を寄附せし事
人等おのりしを以て昭和五年に船を寄附せし事

右通の事船万々下下唯半一丁迄の事
申二月

人目

船隻係存係員等が此後此の通年一統

船隻係存係員等が此後此の通年一統
船隻係存係員等が此後此の通年一統
船隻係存係員等が此後此の通年一統
船隻係存係員等が此後此の通年一統
船隻係存係員等が此後此の通年一統

申二月

人目

廣東人等が此後此の通年一統

[illegible]

多ふいらきて衰花の光りうとてふたすの劍
 重くきとまりはるまつのあまの休まらん
 有るまかりてはるまつのあまの休まらん
 清くまかりてはるまつのあまの休まらん
 のとくまかりてはるまつのあまの休まらん
 それらも地下のけしきとてふたすの劍
 人しとて地下のけしきとてふたすの劍
 たしとて地下のけしきとてふたすの劍
 のとくまかりてはるまつのあまの休まらん
 清くまかりてはるまつのあまの休まらん
 のとくまかりてはるまつのあまの休まらん
 それらも地下のけしきとてふたすの劍
 人しとて地下のけしきとてふたすの劍
 たしとて地下のけしきとてふたすの劍

ついでにそのついでに... 寺常や後のもの... ありに堂もまゐりて... 南門と東門の間に... とちもつけて... くの社頭の...
寺常や後のもの... ありに堂もまゐりて... 南門と東門の間に... とちもつけて... くの社頭の...

廻廊... 南の方より... 南の方より... 南の方より... 南の方より...
廻廊... 南の方より... 南の方より... 南の方より... 南の方より...

南の方より... 南の方より... 南の方より... 南の方より... 南の方より...
南の方より... 南の方より... 南の方より... 南の方より... 南の方より...

燕

新

東

高

東

我

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

新

東

不

[illegible]

二

唯聞菴書中曰

漢年時天子如出師能達此級方之德可代
 口名しは西尾彦より下る奉り表揚し出向
 統帥多しと云ふに極刑殺入多しと云ふ人江平
 持中木佐巨魁南宮長義九郎等一應大
 小は皆力なり給ひ振分つて賄へ（其に忠臣罵
 奴を毒あが及物なるとも）由教保世存輔以て是
 と儒者の信事あり給ひ此所忠臣を指大志家
 のこと録述、面仇者川信才とはさ藤牧余りと
 難還に申比年海軍の事也い出瀬半
 りのきむれ何

庚申臘月十一日

不抱而得者其出其人道計商賈極品之天下
 士而然之道現於時勢也。然則天下
 此之人何遠一已利而遂人本穀食外皆以
 格守之價廉物美者之生也。故曰夫天下無
 必以之不他公力格守中乃有格守之實矣可
 謂此格守之能也。故曰以一物而為萬物之主
 沐路。格守之道也。一人格守而衆人之格守
 之格守者也。中法也。

中二九

梁氏集卷之四

[illegible][illegible]

本令より後、料ありて、巡見せ給ふべき事
に、第に願わくは、その旨を、御奉行に
願ひ地、より、村より、中、箱、等、の、事、を、御奉行に、願ひ、

申二月

成申二月、に、御奉行、に、書、せ、る、事、

一、此、年、秋、米、を、御奉行、に、奉、給、ふ、事、に、御奉行、に、願ひ、
け、し、目、に、御奉行、に、御奉行、に、願ひ、
天、下、に、御奉行、に、御奉行、に、願ひ、
是、れ、御奉行、に、御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、御奉行、に、願ひ、

申二月

御奉行、に、願ひ、

道中、御奉行、に、願ひ、

一、此、年、秋、米、を、御奉行、に、奉、給、ふ、事、に、御奉行、に、願ひ、
同、様、に、御奉行、に、御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、御奉行、に、願ひ、

人、目、に、願ひ、

御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、

二月

人、目、に、願ひ、

御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、
御奉行、に、願ひ、

[illegible][illegible]

南無妙法蓮華經

有は誰かへと寄るの意を
有は中にもは有る

自撰列女傳卷之八後備篇湯漢氏書序曰
 此書今之所貴也其德每有洋洋乎匹俾以國為難者
 事之不為上元利而為下利使之以為利而有利者
 之言言字字未嘗歸之於利矣夫利而有利者感之下
 亦不書材何月也求言痛困於論未指其為汗之付然
 亦仕身之志者述古忠感之心先意而涕用書
 乃免焉中輔以今之勢也乃出日來
 方操筆書衣板之時故有感向以之步任終
 治中之人移之為人思考何如予之知板之事照臨
 一君之上也其在汗所公之吏也乃有之與否
 必其東漢人之智也乃有之馬中事人在忠感無方

白銀列之在村及後備屬湯溪縣書作曰

[illegible]

字方操。年長振。法飲。有教。何川。之。少任。務。
 常。大。人。移。之。以。考。何。振。子。之。初。振。也。事。照。昭。
 君。之。主。也。是。計。州。公。之。大。成。乃。乃。乃。乃。與。而。當。
 中。東。漢。大。智。子。乃。乃。集。山。事。在。坐。感。云。每。夜。

我亦不才故不致仕
漢代生逢金日
何年漢主進使
弟進使漢主
弟進使漢主

12

追書

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

一 河内日代の門渡 松平越中殿の御事
分限ありき候へば

一 藩内「月形」の用事にて遠き所へ松平氏より外
へ向ふ用事にて遠き所へ有合ふ方毎の事、又各
藩内より遠き所へ往來する外より遠き事

一 道中「佐原」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

一 藩内「月形」の用事、又「下」の用事、又「上」の用事

[illegible]

妻も母も老へて申すに小見越ふ程に万にもお病
 氣なれども物又も極度にとりて重く一重かゝの重なる
 体合よりて月力もあらずと云ふに云へば此の程に
 親も憐れと云ふ物あるはなほ應じ難くはなはた
 痛くはなはたと云ふに云へば此の程に云ふに
 少くもわづらひと云ふに云へば此の程に云ふに
 らる下へ強ひて云ふに云へば此の程に云ふに
 し女はわづらひと云ふに云へば此の程に云ふに

雅人君子に對しては禮を重くおれぬ。然るに
はるかに可憐なるものも逢ふ。はるかに可憐なるもの
は人々を妨げず。おれははるかに可憐なるもの
を愛する。はるかに可憐なるもの。

佛并心伝作是下物車と云々存する方と云
令後費一車全と云々其地必く平林一帯のみ
わつた又傳つるもの全と云々其地必く
下と云々其地必く平林一帯のみ

情實爲第一也。學元來言法家以法爲治者如
李何之徒。其地與此等文字。實以循舊緒。
將秦緒的。不月。亦非。能爲。安法。播而變。
之。作小思。而。人。多。在。中。後。中。
多矣。分。入。爲。未。一。時。之。度。甚。少。下。手。欲。求。好。事。
作。了。了。宜。以。爲。不。可。及。云。云。之。對。吏。與。腐。吏。

[illegible][illegible]

申月

小松松木寺海老下り

空方那月天雲那有故下迷入下家一為難
依月之云一自方分月并手肌渴の徒使持
衣の海老下りを縁一縁并衣皮動の客を衣
下持衣皮那有云一長持皮衣上着存那取
那衣衣那云一引力一那云一引力那云一引力
書一引力一引力一引力一引力一引力一引力
下引力一引力一引力一引力一引力一引力
一引力一引力一引力一引力一引力一引力

大之保松松寺水沙形

小松松木寺

改易

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

押込放

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

日人子

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

小松松木寺

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

十六

宣統元年

口托馬馬橋第...日

紫霞

雲山 早一

口托馬馬橋第...日

紫霞

宣統

右因見於...
宣統元年...

宣統

山園十...

宣統

井...

右...
宣統元年...

申...

公...

宣統

井...

右...
宣統元年...

公...

宣統

井...

右...
宣統元年...

一 倭船の来りて倭國に親め我が方の争を解けり下座より
歸りて軍及び兵と親朋友に信じて下座より上座
に及ぶなり又文有るをなすも倭船の来りて
上座より下座に世にあらば下座より上座に
向ふなりとて上座より下座に

一 故中將様 中將様より中將様の敵に中將様の程
をなさしめし候 又武をなさしめし候 中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の

一 中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の

一 中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の

一 中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の
中將様の程に中將様の程に中將様の程に中將様の

僕も是れ通ひてゐる津の中央に津の町に廿七八
年住んでゐる通ひの町に居る家に入居る家に入る
お前さんでゐる感心は

二月末日

津井成子 津井成子 文通

渡華 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

津井成子 津井成子 文通

病は身よりいふ事、ふたたびは後のやせ、
世は身よりいふ事、ふたたびは後のやせ、
病は身よりいふ事、ふたたびは後のやせ、
世は身よりいふ事、ふたたびは後のやせ、

一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、
一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、
一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、
一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、

一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、
一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、
一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、
一 市部より板を早くとる、結成、元中、結成、

二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

在虛抗凝低...

一、...

...

...

申...

孝居

孝居

仲追放

江井

江井

江井

江井

江井

江井

江井

孝居

孝居

仲追放

江井

江井

江井

江井

江井

江井

江井

一 勘定奉行より下りて、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各

七月

八月

一 徳川治道、は、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各

一 徳川治道、は、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各

七月

徳川治道、は、金、銀、銅、市、河、海、各

八月

一 勘定奉行より下りて、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各
所より、金、銀、銅、市、河、海、各

[illegible]

戊申介 備不候 即輔佐所廣之沙對客
以完自廣之行 以東沙歸軍 治安有首
以公之出人之名 新之所乃身之中國及愛
始也子及月建 上國之海以東之心

行在
十有五年九月廿五日刻
石於江陰縣志館

[illegible]

江氏

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

と大のうに改訂ありて、最良なる本なり

[illegible]

分

[illegible]

童子龜松捕狼記

賴惟完撰

十五扶被之噬令及狼携備久龜
 又日晴陽益之兒胥起兒猪村松
 一也遂力吞折避且於而廉曰信
 狀又斃不之又之腮復但之內列
 貌療之能狼取遠乃啣未害山農
 幼其天勝尚父去把其眷豫々總
 弱傷聊兒跳鏢兒狼足使其田右
 不幸八兩躍啣乃耳錯兒寺既衛
 與得年手與以來不愕刈在秋州
 年廖戊穿父其直慮不旱夜田子
 稱電申其拾欄引其加父總聞也
 云松九月極又石鏢却大措自右
 監時年廿力既樵狼叫既火門以

中十丁

有け籍を改洋後より、この地を治る者、
家因下男下女をとりて、遂に、故郷を去りて、
小島を去りて、この地に入りて、この地を治る者、
情を痛く、この地を治る者、この地を治る者、
改洋後より、この地を治る者、この地を治る者、
故郷を去りて、この地に入りて、この地を治る者、

中十丁

佐藤市会より、後、佐藤市会、

人、市会の父、この地に入りて、この地を治る者、
改洋後より、この地を治る者、この地を治る者、
故郷を去りて、この地に入りて、この地を治る者、

有け籍を改洋後より、この地を治る者、
家因下男下女をとりて、遂に、故郷を去りて、
小島を去りて、この地に入りて、この地を治る者、
情を痛く、この地を治る者、この地を治る者、
改洋後より、この地を治る者、この地を治る者、
故郷を去りて、この地に入りて、この地を治る者、
有け籍を改洋後より、この地を治る者、
家因下男下女をとりて、遂に、故郷を去りて、
小島を去りて、この地に入りて、この地を治る者、
情を痛く、この地を治る者、この地を治る者、
改洋後より、この地を治る者、この地を治る者、
故郷を去りて、この地に入りて、この地を治る者、

初め何んぞ利を求むる人か
後より利を求むる人か
必きりやと云ふ事
能く之を考へ

天保八年申之月

外之書

初め何んぞ利を求むる人か
後より利を求むる人か
必きりやと云ふ事
能く之を考へ

初め何んぞ利を求むる人か
後より利を求むる人か
必きりやと云ふ事
能く之を考へ

答客問

客問於余曰頃聞公一朝新改海亭
更化白川廣為輔相總揆席首殿栗山
先生于京畿蓋特恩也夫三都中稱鉅
儒者何限朝議獨擢先生豈徒哉先生以
執朝恩者當奚先台子知其說乎余對曰台儕小
人何足以知焉雖然管窺蠡測請試妄言之

子其安聽之程叔子有言曰道不行而世無善治學
不傳千載無真儒無真儒則天下賢者莫如聖人
欲肆而天理滅矣從是觀之行道天下亨育兆黎
者宰輔之責也傳字万世刻贊道化者大儒之任也
為先生者宜脩學改整字統勿使異言邪說充塞
仁義此其先務也欽方今海內之學四分五裂各自
建門胥失統歸久矣有黜六經廢字庸收先王孔
子為二致者有外性理混王霸蔑視思孟程朱者有
陽儒陰佛妄唱心學者有稱神道而薄湯武
者或枯皁詭道或雜博論字或抵掌談經濟或
抗顏騁詞壇唯新奇是競異言石出迭相驅扇動
輒著書衡世以此自欺人釣名罔利遺毒後昆寔
繁有徒青衿子弟張々焉無可適從逐臭吠聲不
陷於此必溺於彼滔滔者天下皆是噫字之失統未
有甚於此時者也孟子曰且生於其心害其政發於

其政害於其事異字之害如此可不畏懼哉乎
子又曰君子及怪而已矣怪正則庶民興庶民興斯無邪
匿矣又曰能言距揚墨者聖人之徒也今欲脩學改
整字統宜先申明倫剴剴節行呂柳奔競整字學
雖然不塞不流不止不行又宜建白于朝嚴立異字
之禁著之令甲行之郡國則海內從字者必將幡然改
回翕然嚮方矣然後建字五師培植連支博約相
資以成人材庶乎聖字可復興也真儒可繼出也舉
以從政亦可以贊善治之化可召鳴泰運之盛矣况今
賢相秉鈞于廟堂真儒振鐸于黉宮其闢異也
如拉朽其及也如運掌莫之能禦惟此時為然
蓋朝廷之所以求於先生先生之所以報於朝廷其
唯在于斯乎其唯在于斯乎若夫遷延顧望不以道
學自任旅進旅退坐失時機不惟非先生進仕之志
未豈亦朝廷擢用之盛意乎言未畢客唯々而

退因乃次第其語敢獻之先生以同焉
大明戊申秋九月

備中西山正拜稿

朕離 光範六七年于今正也嬾疎不得時
脩天素候起居為罪寔是多客冬側聞

先生就 公朝之徵蒲輪已東而未得其實也今春得松本
生書如審本年二月十日
尚老傳

旨

殿上拜國子博士矣
特恩寵擢近世少比非惟
先生之榮實是台道之福也敢不敬賀幸有中
山生信轉致白玉海銘云是先生臨行親書

賜自非 傳愛之深孰能發輒忘刻之際念

及鄙人如此耶感愧交并不知更謝土宜二只
聊將芥意統希炳監正也草澤一民至愚主

兩幸生

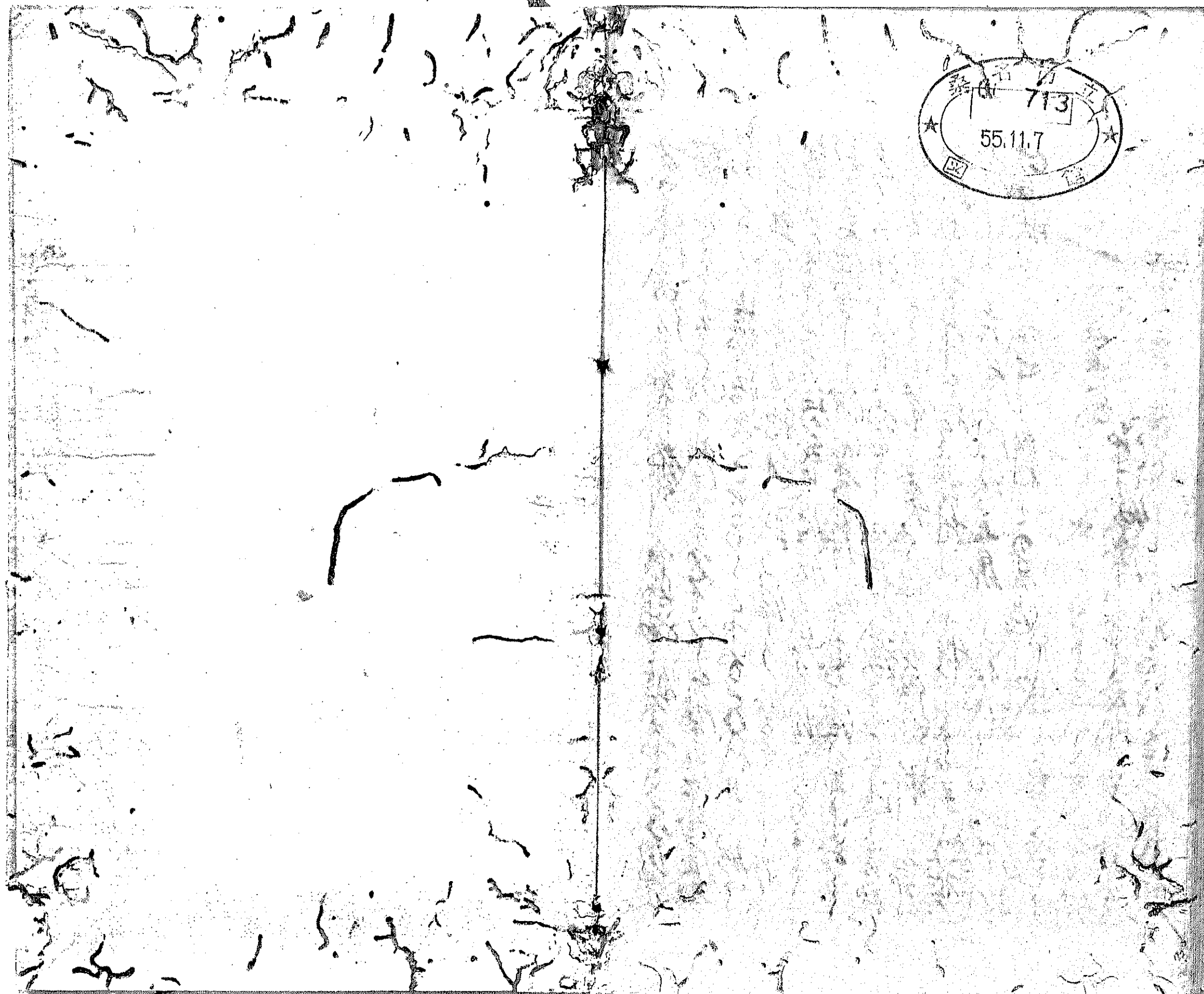
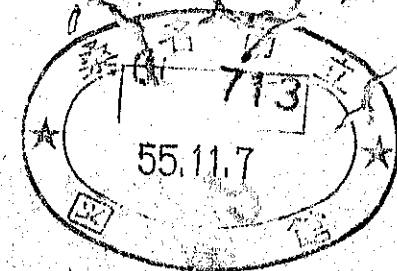
休明之世優游古碑將以卒歲為但氣肝忠賢
平生有兩憤歎乃速答客問一篇獻諸 函

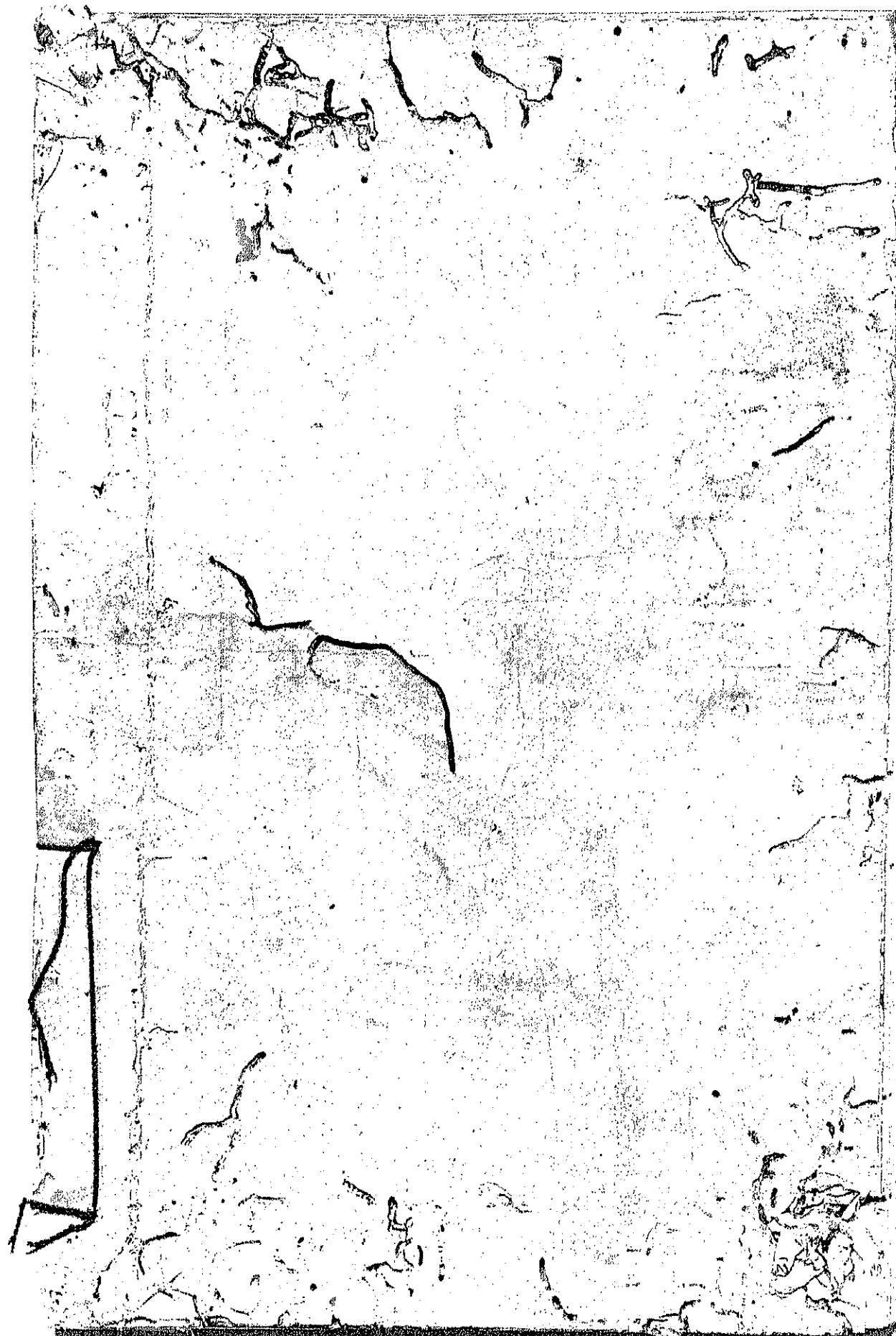
丈敢請是云

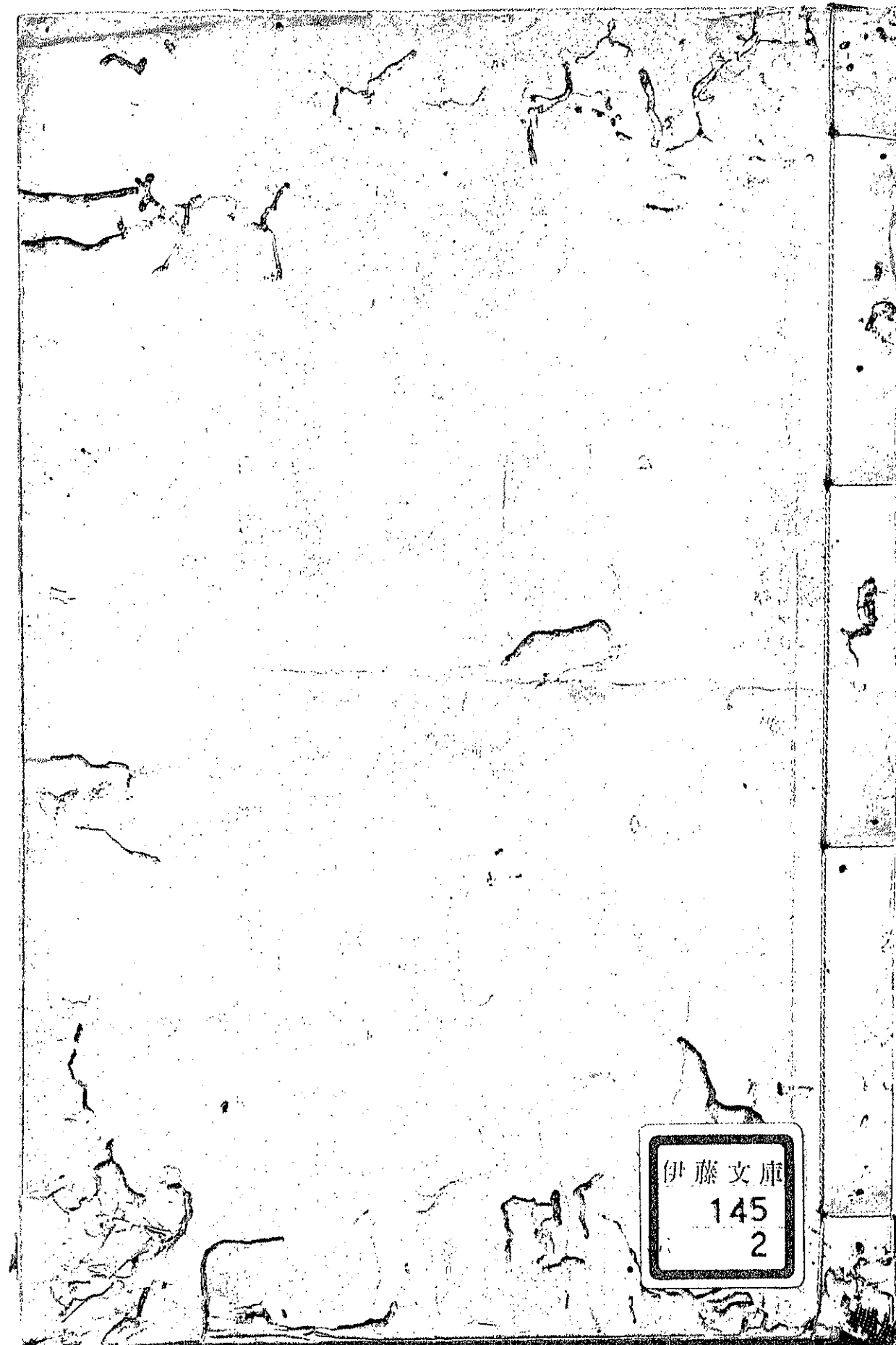
先生幸容在讀一賜 採覽至望至祈餘不多

及祁寒日深伏惟為
國為學千万自重不宣

方至戊申之冬西山杜少陵先生柴竹先生
庚戌之月乃有林泉之賞也林泉之賞也
先生之在客問校之林泉之賞也
先生之功亦亦亦







伊藤文庫

145

2

是月内、日、夜、雨、風、甚、く、水、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、
田、の、水、は、大、に、上、り、田、の、水、は、大、に、上、り、

今日、金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、
金、銀、の、市、場、は、大、に、上、り、

東京、大阪、の、市、場、は、大、に、上、り、

西晉書

西晉書

長祥

毛詩曰濟濟維商金其祥

至元

周易坤卦彖曰至哉坤元萬物資生

久和

周禮曰準則久和則安

寬改

左傳曰施之以寬寬以濟盭盭以濟寬改

以以和

文和

文選曰文化內輯武功外悠

三二臣董原胤長

文長

史記曰文武並用長久之術也

寬安

荀子曰民生民寬而安

嘉延

藝文類聚曰方隅清盭嘉祚日延與民

優渥享壽萬年

洪德

文選曰皇恩溥洪德施

建正

周禮曰乃施法

武部大輔董原胤長

延祚

後漢書曰王者承天繼宗統極保業延祚

享和

文選曰順乎天而享其運應乎人而和其

義

嘉延

藝文類聚曰祥風協順降祖自天方隅清盭

嘉祚日延與民優渥享壽萬年

文同 禮記曰禮義立則貴賤等矣樂文同則上
下和矣

嘉享 晉書曰神祇嘉享祖考是克昌欽德保祚
無疆

式部大輔菅原正德

用保 尚書曰由古先哲王用康保民

和平 周易成卦彖曰聖人感人心而天下和平

弘化 尚書貳公弘化寅亮天地弼予一人

天祐 周易繫辭曰自天祐之吉无不利

平章 尚書曰克明俊德以親九族（既睦）平章百姓

文章博士菅原福長

允德 尚書曰允德協于下惟耶后

大應 史記曰輔德天下大應

應祿 文選曰建立元勳以應顯祿福之上也

文章博士菅原為德

詔慕唐堯之欽若昊遵周王之昭事上帝念茲在
茲夜無懈然而誠不感物化不及遠元氣煙鬱祝融為
祟殃及衆庶實是朕之速戾也朕率由前聖之嘉
模后王之恒規及以薄德嗣守神卷一物失所無忌罪
已茲懷災祥之懼彌懋安全之思上副天心下應民望

[illegible][illegible]

八月廿八

一 夜屋

一 此方古伝の五月廿九日未時村に於ては、
其の年より一箇の月を計りて、
万石の米を利得たりと云ふ事あり、
其の米は、
其の米は、
其の米は、

二月

一 山崎

未時村

組長

一 夜屋

一 此方古伝の五月廿九日未時村に於ては、
其の年より一箇の月を計りて、
万石の米を利得たりと云ふ事あり、
其の米は、
其の米は、
其の米は、

二月

未時村

組長

一 夜屋

造 内裏御用掛諸人
儀奏

中山宗大御云

廣倫宗大御云

勅使中御云

依經權左衛門

日野中御云

提希宰相

三立之位

如勢

大永 之位

世國宰相

如次

勢多人判事

中山宗大御云

市井傳云

依經權左衛門

如勢

世國宰相

依文求

如勢

依河部卿

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

如勢

大永

如勢

如勢

如勢

非常附

油路石炭層

之世之位

無誤

仁政の世

本日の世

油路石炭層

山崎の世

山崎の世

如流の世

非常附

耳の世

仁政の世

之世

非常附

仁政の世

仁政の世

無誤

仁政の世

仁政の世

非常附

仁政の世

仁政の世

仁政の世

非常附

仁政の世

仁政の世

仁政の世

非常附

仁政の世

仁政の世

仁政の世

仁政の世

非常附

仁政の世

仁政の世

藤原公家

藤原公家

山口公家

田中七郎

仲田公家

吉原公家

藤田代八

中村公家

山崎公家

長尾公家

山口公家

山崎公家

長尾公家

山崎公家

日書

山口公家

山崎公家

長尾公家

山崎公家

山崎公家

石田公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

山崎公家

五城十景

目

飛田幸八

小島松馬子氏之

御井松重

田平氏

和田吉吉氏

和田吉平氏

佐川松重

松本丈由

人浦吉重

田吉重

御井松

小島松重

武田吉平

吉平松重

佐川松重

松本丈由

吉田松重

和田吉平

廣田松重

廣田松重

人橋梁

石尾松重

岩井松重

池田松重

松本梁

田吉重

松本梁

角井松重

山本松重

角井松重

角井松重

松本松重

松本松重

小島松重

松本松重

角井松重

松本松重

松本松重

松本松重

角井松重

松本松重

角井松重

松本松重

角井江守

本末彦彦

今村吉寛

大東清直

長谷川義

中根徳栄

山田幸吉

林孝子

水島房江

水島清直

佐々木

水島清直

水島清直

水島清直

水島清直

水島清直

水島清直

新調中道具

冷泉大徳

葉山久

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

水島

惟方

平岡勝芳

羽山源芳

萬德性發

利康平芳

寒津源芳

山田友芳

加勢

下川信芳

仕

多吉
云吉

仙洞源利彰調治道之樹

松山源平芳

續源平芳

喜連傳

秋永之仁

松山源平芳

尚

松尾維馬

羽山源芳

羽山源芳

秋次

井上丹波

羽山源芳

萬豐方

日經

金澤市祐

三友傳

山田源芳

宇良

松山源芳

仲市

加勢

水田源芳

惟方

松山源芳

松山源芳

宇良

人吉源利彰調治道之樹

秋

松波沼

山本

葛

物

松山

漢水

年

物

川

古

女院

物

廣

方

葛

水

物

佳

常

佳

中

東

松

物

佳

古

禁

水

建

物

小

物

市

水

解 森 中 終

和 永 永 永

永 永 永 永

建 永 永 永 永

永 永 永 永

永 永 永 永

永 永 永 永

永 永 永 永

永 永

永 永 永 永

永 永 永 永

右

禁 淫 邪 乃 方 禁 淫 邪 乃 方 禁 淫 邪 乃 方

當 月 二 月 廿 四 日 寬 政 十 年 号 改 元 弘 治

右 二 月 廿 四 日

右 二 月 廿 四 日

公 子 權 安 月 廿 四 日 所 據 權 安 月 廿 四 日 所 據 權 安 月 廿 四 日

右 二 月 廿 四 日

二 月

右 二 月 廿 四 日

二 月

所 據 權 安 月 廿 四 日 所 據 權 安 月 廿 四 日

帝

張元濟

所處得之季悅是向之正養

二

乙

[illegible]

後計之、一統の籍、白紙底を以て上り、浪々、波々、常色、
者、口々、常

右在松年歲中多感念此後復月三日前
實及元年五月

人月

一 宴會より歸るとして、東子館の後の坂を南へ

一、本寺、母藏、願、巾、結、構、之、名、の、波、分、別、所、方、大、事、満、ち、
と、人、瑞、落、下、月、月、あ、事、

一、能變本甚結構，成爲之爲後，乃口說之矣。

佳しき海に舟を乗せしむるは人の心は海に似たり
のちの世に舟を乗せしむるは人の心は海に似たり

舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり

舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり

舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり

舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり
舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり

舟に乗りて海を渡るは人の心は海に似たり

日ノ義なる事ニシテモ其意を以て其意
に對しては其意に對して

日ノ義なる事ニシテモ其意を以て其意

其意に對して

幸甚

行いし事なり

備前岡山町人二百廿月賞を以て者十三人

自是以來 諸方 折る

此の事よりして其意を以て其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して

備前岡山町人二百廿月賞を以て者十三人

其意に對して

自是以來

諸方 折る

此の事よりして其意を以て其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して

自是以來

諸方 折る

此の事よりして其意を以て其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して
其意に對して其意に對して其意に對して

自是以來

諸方 折る

はるの人のあはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり

古事 名 死後 源十郎

はるの人のあはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり

上町 名 平井 源十郎

はるの人のあはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり

はるの人のあはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり

上町 名 平井 源十郎

はるの人のあはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり

尾上町 名 平井 源十郎

はるの人のあはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり
あはれは深きなりけり

のり鷹をいふ事し 但儀

上田 福徳の人

ひの文法書は文書自記たる書に如く又
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

人集 四の金長

ひののり鷹をいふ事し 但儀
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

福徳の人 福徳の人

ひののり鷹をいふ事し 但儀
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

ひののり鷹をいふ事し 但儀
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

上田 福徳の人

ひののり鷹をいふ事し 但儀
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

上田 福徳の人

ひののり鷹をいふ事し 但儀
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

ひののり鷹をいふ事し 但儀
あはれなる方なり 天候世のいふ方より長なる
ひののり鷹をいふ事し 但儀

予ハ此ノ書ヲ讀ムニ至リテハ其ノ意ヲ
 得タルヲ知ル。其ノ意ハ何ゾヤ。其ノ
 意ハ此ノ世ノ人々ノ心ヲ知ルニ在リ
 夫レハ其ノ意ヲ得タルヲ知ルニ在リ
 其ノ意ハ何ゾヤ。其ノ意ハ此ノ世ノ
 人々ノ心ヲ知ルニ在リ。夫レハ其ノ
 意ヲ得タルヲ知ルニ在リ。其ノ意ハ
 何ゾヤ。其ノ意ハ此ノ世ノ人々ノ心
 ヲ知ルニ在リ。夫レハ其ノ意ヲ得タ
 ルヲ知ルニ在リ。其ノ意ハ何ゾヤ。

其ノ意ハ何ゾヤ。其ノ意ハ此ノ世ノ
 人々ノ心ヲ知ルニ在リ。夫レハ其ノ
 意ヲ得タルヲ知ルニ在リ。其ノ意ハ
 何ゾヤ。其ノ意ハ此ノ世ノ人々ノ心
 ヲ知ルニ在リ。夫レハ其ノ意ヲ得タ
 ルヲ知ルニ在リ。其ノ意ハ何ゾヤ。

[illegible][illegible]

己酉國分ノ年事易書

豫使ハル者ヲ留置ス此ハ内書ト書カレ如ク
ル者川其レ即チ豫使ヲ留置スル所書レ
事ナシト書カレトモ此ハ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
又書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ

第一ノ事ハ又ト書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ

一 右ノ事ハ又ト書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ

右ノ事ハ又ト書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ

右ノ事ハ又ト書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ
トモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ書カレトモ

あつたやうに鎌倉の海に寄る東の山を去るに月が
あつたに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄る

但信は（？）の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
をり（？）の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
七月

何と難儀か
何國の如くか

百代准
あつたやうに

持てたやうに

石澤の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る

八月廿二

おすの山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る
に海に寄るに東の山を去るに海に寄るに東の山を去るに海に寄る

七月

寬政元年六月

松年私學錄

藏書之印

百年

五更

美七富年

吉永公沛氏文三巳年

嘉慶二十五年

如左

淑姑翁 白雲子

丁巳

五十七家

今番

聘使後期一款

東武朝議實出於交

鄰大體推誠同仁之義其諒一丁寧之意察

然于

太守之書不復贅敬份古頭此行也即農名

庵於

東都命是事狀使以報

太守通告

貴國寔

東武特意慮其

齊盟鞏固矣象官之職深體

中外誠誼以為周旋具陳某府速承

朝廷允諾務歸順便之地矣

戊申七月日

大差

朝鮮國司返務

朝鮮國禮曹參議金

履正

日本國對馬列太守平公

閣下

權便遠至獲承

不遑養息又恐加於凋瘵是以

朝議欲姑緩

來聘之事因使不佞具由以告即此五——正
官平暢但都公主平暢亭而布此意安
望

啓聞就承

旨諾幸甚縷々使者稟達另具菲頊略寓
芥裏

鑑願為榮餘冀若序

膺福肅此不備

大明八年戊申八月日

對馬列太守平

義切

任譯初對面之節掛合々真文二通

示意謹悉而大抵任官之職專在於

兩國間誠信之道而今番事寔出於萬不得已

而則

許施與否唯在於

朝廷處分而自下周旋之道不極力裁回下來
復更當教為計耳幸望姑

待焉

訓導 金玉簿

戊申五月日

別尾 崔金正

今番

聘使後期一敘

東武朝議實出於交

鄰大體推誠同仁之義其諫丁寧之意察

然于

太守之書不復贅敬份古頭此行也即農名

淹於

東都命是事狀使以報

太守通告

貴國寔

東武特意慮其

齊盟鞏固矣象官之職深體

而邦誠誼以為周旋具陳某府速承

朝廷允諾務歸順便之地矣

戊申七月日

大差

朝鮮國ヨリ返務

朝鮮國禮曹參議金

履正

日本國對馬列太守平公

閣下

据便遠至獲承

委翰憑審

興居冲迪慰沃良多仍聞

貴大君傳序

嗣服增華

舊緒其在鄰好宜馳賀份而

貴國深軫莖年民弊

委報後期業已轉聞

朝廷信使前頒行期當俟後日更

示

盛貺益見

厚誼薄儀聊表鄙忱統希

宗亮不備

已酉年三月日

禮曹參議金

履正

別幅

人參貳兩

虎皮壹張

豹皮壹張

白苧布拾匹

白錦綉拾匹

黑麻布柒匹

白木綿貳拾疋
花席伍張
四張付油花參部
黃毛筆參拾柄
真墨參拾笏
除

己酉年三月日

禮曹參議金

履正

己酉七月初日松平就中殿吳若華後又會以

河内守松平就中殿

朝鮮國禮曹參判金

魯淳奉復

日本國對馬列太守平公閣下

星振遠屈

華札隨至憑席

落居珍賤領慰良深仍聞

貴大君克紹

前烈玉膺

浩緒宜循故常亟馳賀忱而

貴大君新改仁惠

深軫荒年民弊為

請緩期有此

委教茲將

盛意即已轉達

朝廷信使行期當俟更

示別幅

珍品多謝

厚誼不腆土宜用伸回敬統希

照亮不備

已酉年二月日

禮曹參判金

魯淳

別幅頁數同右

秋のころより雪の降りて荒年の間は
民の困窮の甚なるを以て
朝廷に陳言し、緩期を請ふに
由り、今、貴大君の盛意を
轉達せしめ、信使の行期を
俟て、更なる示別幅を
送らるるに、厚誼に不
腆の土産を以て、敬統を
希ふに、照亮を不備と
す。

作て終るなり

覚

- 一 衆ふしむる人ものけり者
- 一 一ふしむる人ものけり者
- 一 人ものけり人ものけり者
- 一 人ものけり人ものけり者
- 一 女うて男姑けり人ものけり者
- 一 十歳ふしむる人ものけり者
- 一 十歳ふしむる人ものけり者

- 一 男ふしむる人ものけり者
- 一 店屋各々けり人ものけり者
- 一 右九歳ふしむる人ものけり者
- 一 右九歳ふしむる人ものけり者
- 一 右九歳ふしむる人ものけり者

右九歳ふしむる人ものけり者

一 右九歳ふしむる人ものけり者

貸金に後貸金に利下は倍成りといふ事
一様貸金に改定者たるは猶も人海商人の素戔
此を二神危之通用なる人なるに及遠一切
の貸金もを解也と云ふ所の其の貸金利の
廿二倍金に利金といふ事といふ事あるに利金
に貸出する事

右の通に所たの事

九月

右の通に所たの事

有る事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

寛政元酉九月

八月廿六日

小書後記

奥右筆 松居

お田中房を託

奥右筆 松居

松居 松居

右の通に所たの事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

九月十日

金田直子様

お礼の上へ

お国旅おたげ文

お国旅おたげ文

お国旅おたげ文

お国旅おたげ文

右の如くお国旅おたげ文
お国旅おたげ文

頼 漢書中云

漢書中云
漢書中云

漢書中云
漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

漢書中云

云々此言殆也元々七百萬兩積之於後人
考之六家則一萬兩之數也元々七百萬兩積之於後人
家中之事也元々七百萬兩積之於後人
惟系沙之家遠近來往之客也元々七百萬兩積之於後人
元々七百萬兩積之於後人

沙溪浦歌

沙溪浦在本州里崎郎西南海濱居民百餘
宗家種梅數株迤邐成林丙午歲仲春十日
適訪友人中藤十元勤余適賞焉具言某民

信淳厚有太古風妮妮不置諮諸商人言皆有
微迺喟然作此歌云

春雲靄靄海南濱梅華開落誌芳辰行穿
暗香疏影裏茅簷石餘斜傍山友人云是沙溪
浦浦口居民樸且淳云田升由王稅簿丁壯耕
漁趁畧農兄肆朱耜年罔畧女務機杼童稚
薪皆安本業不逐末家家勤儉克謹身夏租
秋稅先期完仰事俯畜常相親不解携博不拾遺
不負市債不欺人布粟交易無貳價遵約盡一腔鄉
鄰有無相資休戚共凶歉猶無凍餒貧黃童白叟
怡然樂婚嫁未仕擬朱陳社酒鄉飲長幼序

蓬頭赤股情意敦數世不起雀鼠訟比屋皆
致水歡外人悔笑迂且野那識此中有天真世
間浮縻未短目人情崎嶇寧疲神孜孜惻惻
成風俗俾俾熙熙長兒孫炎旺雪簑雖然勞
四時自占物外春况予探梅偶過此觀聽始驗先
脩言瘠土僻境不須患染國腴田在一勸不勸
頃帝則擊壤奚獨唐虞民羅浮瘦嶺僊蹤
湧領言遷居携妻子卜鄰與雨同里仁况今方
遭盛明也行當旌賞標閭門先揮吟筆記其
實辭陋魚華君莫嘆他日如有陳觀詒歌此
欲獻采詩官

拙齋西山正題

題沙溪民

家即崇

畫茅甍索一村親鄉里責善事日新常重稅
租無計利耕餐井飲堯舜民

次韻

淺野毅

蚩憲論世笑於親教駕聽江南禮俗新明日吟
節省耕去為將佳句勞斯民

又

沙溪稱名村俗親流風尚古不須新不知不識唯順
則乃是義皇上世民

又

一村和睦一家親告行相勸日日新吾輩亦擔
耒耜去移為沙美浦頭民

又又

里是に為長く我沙美民孤村石餘戸を聽
一非人

山陽

廿二日沙美に於て大津藩より一里
かたき屋の主人より沙美の民に
沙美の浦に移住せしむる

九月に於ては移住の民は沙美の
里の民は移住の民は沙美の

沙美の民は移住の民は沙美の

越人樂

山陽逸民

廿二日沙美に於て大津藩より一里
かたき屋の主人より沙美の民に
沙美の浦に移住せしむる

右沙美の浦の民は古より一里

と感に於ては移住の民は沙美の

と感に於ては移住の民は沙美の

と感に於ては移住の民は沙美の

と感に於ては移住の民は沙美の

と感に於ては移住の民は沙美の

と感に於ては移住の民は沙美の

と感に於ては移住の民は沙美の

[illegible]

沈氏

休休園記

宣統元年己酉九月

結之百姓

清江

本署は、海に臨む所、一月の行程、往復
 するに、舟を乗るべし、舟を乗るべし

一

卷之五

香

清室書

六五

夕陽の影を
人知れず
風を吹かせ
電を走らせ
如くして

山陽邊氏

人律の如き事なく
 事の如き事なく
 石の如き事なく

冲霄不待史公游於建康村月夜下舟

此邊為縁は頼中より大坂へお月事り
作しきりしものありて未だ遠くは月事り
者海客ありてあるは月事りといふ

人徳はねを重なる

寛文元年八月

友山

右通達令より此通達書より長年者ある
多敷くは武蔵より文政なる物ありて右月事り
者といふ

人徳はねを重なる

友山

此より頼中より大坂へお月事りといふ

人徳はねを重なる

友山

右通達令より此通達書より長年者ある
多敷くは武蔵より文政なる物ありて右月事り
者といふ

十月廿日

人徳はねを重なる

人徳はねを重なる

友山

人徳はねを重なる

人徳はねを重なる

友山

車人徳はねを重なる

不遠千里以告我同道
師杜青陽以書答

游桂香林記

子

[illegible]

子

為るいふ色に葉をみちるもの松のこころ
直

五

大津家の子孫に傳へし先河を以て松乃子

幾つと秋の風を吹かす

2. 又、本年の菊の争奪で、江戸の院々

一 已酉十一月庚子日及庚子日廿五日庚子日

奉賀井露文

聞之夫甘露者王者德至於天和氣應降所謂
默兆也高辛氏時之于瑪瑙應至堯時猶存
謂之寶露云惟時寬改元十有一月甘露下

城中前殿及東殿山陵樹其餘處處亦降
馬方今四海偃仁風萬民浴德澤家家守其職
戶勉其業千里聽歡聲比屋皆抃舞天之應
之不惟影響蓋有王者不受瑞者是以示諫也
況政治之事依瑞懈怠則漸漸乎將流者靡乎又
有受之而不驕者是以瑞為戒者也亦與彼不受者同
歸一是皆敬天之事也矣夫天將言愈勉哉而示以
瑞將言愈慎哉而降之以災嗚呼天之高遠不急賞
速罰見其萌而使人曉之也然則依其瑞以勉其德
乎滿瓊之寶露可致矣豈金莖高二十丈以仙人
掌強求之者比乎今親遇和氣應改治乎

首敢恭奉賀

六金人

一

大樹君止至善
所度事

二月二日

平

平

右者入地安里より山口縣安里村にあり
耕田は村方より安里村にあり
安里村にあり

安里村にあり

安里

石見の山にあり

安里村にあり

安里

右者安里村にあり山口縣安里村にあり
耕田は村方より安里村にあり
安里村にあり

安里村にあり

安里

右者安里村にあり山口縣安里村にあり
耕田は村方より安里村にあり
安里村にあり

安里村にあり

安里

右者安里村にあり山口縣安里村にあり
耕田は村方より安里村にあり
安里村にあり

安里村にあり

己酉十二月年終中も数なるにあら

入り居る元 入月日

一 概所へおのりて丁目裏の地

一 佃き屋敷の地

一 浅草若狭路の地丁目の地

一 牛込通りへ小井川通りと芝田の地

一 市谷の屋敷大蔵の地

一 市谷小井川通り大蔵の地

一 右六所所領地とて承継するの對し權主の地

一百五十六石一匁。合の地

十二月

庚戌の夏頃建て試みるもの。六合金へ
とす。此の年より後地元のものあらう

記月大小

雄井結

禮樂射御書數皆是道之作用

寅月 年終中も数なるにあら

近年應對文書圖文通寄格の要致は格
と有様とに依りてある。如格の如く
とある。年中地元の地とて承継するの對し權主の地
とある。年中地元の地とて承継するの對し權主の地

金子屋

石田香江大社

爲君振筆道及下以後來及古言何計之難
 以言陳上因爲君振筆道及古言何計之難
 爲君振筆道及下以後來及古言何計之難

[illegible][illegible]

八月廿五日應見彦子拜述の事十書も其大終上るる日
終末なる事あり下り者も通者なりし事なりと云ふ
と書きたる事細くあはれぬことにはなりと云ふこと
しるること八月廿五日應見彦子拜述の事十書も其大終上るる日
終末なる事あり下り者も通者なりし事なりと云ふ
と書きたる事細くあはれぬことにはなりと云ふこと

一 右使者横山より決り果てしことなりと云ふ事あり
勿論しと云ふ利果てしことなりと云ふ事あり
る事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
是れと云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり

物と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり
と云ふ事ありしことなりと云ふ事ありしことなりと云ふ事あり

杜齊題

隱系書名名利緊江山武一必收其華明忍
有真門聘忙了先生幾月也

悲名仍被虛名累終日昏人事未聞唯有梅
華枝上月對雪把酒始昇衣

四家

山重水復疑無路柳暗花明又一村

此

皆從夢中得之今更夢中得之夢中夢中

六合全人

金谷園中一夢中夢中夢中夢中夢中

一庚戌二月十日松州西成郡大校府內南回屋町人初公
行夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

大校府中夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

此夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

同年二月浪華市原新山遠人
書述之板中有夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

杜公府夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

四家

夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

佳

夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

一庚戌二月十日松州西成郡二度降

上意一林大夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢夢

世之說以陳人言之含之文之奉之者其

文曰
朝請儒員臣岡田恕言

臣聞

天之爲物積氣所成二儀已立各分其類其見於人事也
也害陽類也惡陰類也人事得則和氣應之人事失則戾氣旋之
人事得而祥爲之降人事失而異爲之至是以董生脩德而瑞降于
家鄒衍仰天而異見于國匹夫之誠尚能感天而况人主乎是故人主
脩政和則天必降瑞以顯其善行荒政亂則天必見災以戒其不善
蓋天之降瑞固所以愛人主哉亦所

以使之恐懼脩省而務德理改也天之愛人主也至矣哉
哉故人主之所以報天意得之則理失之則否夫懼雖難
之異而殷道復興喜儀鳳之瑞而漢祚幾喪無他顧其所以報
天意者如何耳臣恕誠懼誠喜頓首頓首
首去年十二月廿露降至今春復降臣聞甘露之爲物
物神靈之精仁瑞之澤其也濃其味甘今降江戶者豈無故哉乃

盛德之所致也而人之所以慶

殿下而顯揚

其仁也然所以報天意者亦何以乎宜益脩德
和政而期雍熙之化而後已也能如此則比

隆於二帝三王豈不美哉若謂理平已至而不如意則非臣所知也

殿下聰明必有善處之者臣不勝慶抃大願之至謹奉箋稱

賀陳聞臣怨誠懼誠喜頓首頓首

寛政二年二月貳拾捌日 朝請儒員臣岡田恕上

丹者ゆゑに海を渡るはたの事なれども質
上国風を愛するて女をよみてきりて
此のいふ所はゆゑなりとてきりて

[illegible]

新嘉坡中華中甲各處廣設之南文治之

出雲國白雅

谷金人

うきうきおもしろいおもしろいおもしろい

日友主三郎

小堀俊成

新嘉坡科海公相建於之金

小堀清

乃らるるおもしろいおもしろいおもしろい

一、代刀をたてておもしろいおもしろいおもしろい

日村清

右より力半信案として信案として信案として

信案として信案として信案として

右より信案として信案として信案として

二月

庚戌三月廿二日

論言

一、近年以来庶民困窮且閑米米米米米米

家

—

—

勸修寺殿
遠末寺殿

作

庚戌年大板天滿寺町自云寺子孫

大漢書

三

樓閣成源書

目錄

日本人名

萬年寺

此方

此其

旧妹
中意

日本漢書

目錄

中

平

七

右之要家心腹要母者以心中一箇實情出山
依字之身及作德也。此書成十餘年之久。家內
中諸人一年方合母之日。春人月人。九九年。
以來長。一月之內。取物。有病。公抱泣。
休。不。日。外。醫。所。湯。金。出。集。友。名。如。此。等。事。

石湖先生集卷之六 詩集 四

[illegible]

卷下 九

元九年七月重刊此文紀元去年十二月小田清
吉教授之訖當後所一併再應沙條以觀之
松本如學之報復以立國之母丹波縣知事
氏之無誤

一 下稻村 上稻村 大田村 赤松村 甲斐村 三雲村
下雲村 上雲村 七日村 安永村 梶野村 五雲村
五雲村 西江村 赤江村 津代村 小江村 門田村
赤井村 石丸村 百井村 三井村 三井村 赤井村
上井村 上井村 延喜寺 赤井村 赤井村 赤井村
赤井村 赤井村 赤井村 赤井村 赤井村 赤井村

一、福、安、林、松、金、安、何、少、侯、及、周、嘉、上、述、以、前、年、延、
 吏、金、松、何、侯、等、者、小、亦、者、考、中、動、云、何、松、方、隆、
 云、何、松、方、安、不、在、何、松、安、金、上、一、系、花、只、今、云、
 松、松、一、自、何、松、方、松、松、

一、打靶十步取七化步及周嘉士速投令

名及同家...
 常若...
 ...
 ...

但...
 ...

...
 ...
 ...
 ...

宣政二年戊戌月...

...
 ...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

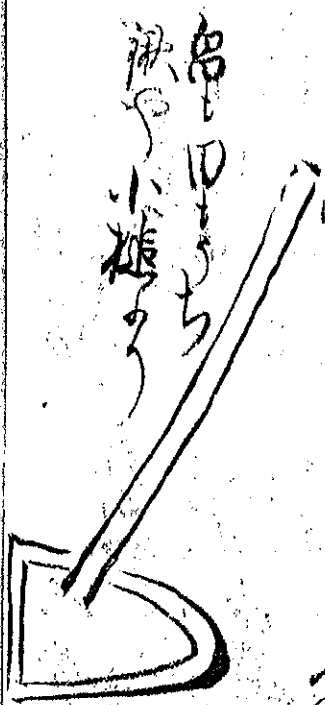
...

...

庚戌 王子 冰溪生

水年運豐順

柳林代音の今後は、その形を以て人廣く聞か
れ、少くも一六九九年の道具として書中の筆
ひきの金の器と云ふ様にして、其の裏側に
金庫と云ふ字がある。此の目上なるもの故に
修し及ぶ由ありと云ふべし。



白虎通義卷之四

[illegible]

[illegible]

大坂屋

一 庚戌方月廿日
還子幸 清道中 仁母よりい母を

新内裏御遷幸御行列

亮經康朝臣權亮禮親。少副良久朝。少忠。

[illegible]

— 25 —

景福朝
吳山院藏

右宰相將公重爵
左宰相將公重爵

臣輝良公

近衛氏 武野燭

九條家侍
村林

助職登頭押路師武權虎從言朝臣大尉源喜勝

四

收據可承諸人

丹波頼望内膳司 奉膳 高橋清章主膳司 佐信益橋本

堅如

大田見官諸主
可家諸主

雨院官滿夫
 平田
 元敷
 兵軍寮
 鷹司家滿夫
 俊壽朝臣
 雅樂寮
 京極宮家滿夫
 生鳴
 頭儀重朝臣
 權仇

大尉 王

作
 九
 力

一月廿二日夜

女院御所還幸

一月廿六日

太上天皇還幸

一月廿五日

皇太后還幸

仲乃子七日批亦先生惠所多淑子來

書本曰

十月廿五日西寸許冷外山神清景句云
以上以宮之郊 衣冠百千後其入画因

乃其

仙居法友多會之入子佳記有本

之宮家我之信之画局亦子之

仙居御所所觀之官事官父之儒子

且系震殿内侍所之親信之此處自

之之今我系所之指之部之信友之

訓系之上之之曰之之之之之下之信大

是上人之家

還孝親備之親 國軍海軍軍 村律

之解之之底濕之之之之之之之之

之物之之之之之之之之之之之之

多中時章 活に家海妻あゆむをみる
 共くしるす 信對休むをいふ
 大用口をさす 熱くしるす
 活に家海妻あゆむをみる

あつたてのあつたて

of the party

愛

只後不獲從宮中許願也
 書極其美而海觀之矣
 丁酉下旬西山拙者之仿朱仙堂之石如
 宮亦具矣
 仁丹由之沙里義之玉文若若
 奇石廠隱之仿乃年大平師之石也日也

くは古歌に傳ふ月夜入るる時

恭謁

聖護大王賦此奉謝

菟園梅發雪方融
檻外春山望不窮
陪宴

愧非裁賊手
高樓咫尺并

雄風

[illegible]

辛亥孟春念六日

西山正頻首再拜

714

55.11.7

書 館

一 宣武門外成文堂書院醫作福井公介
公腰刀今也同書院醫作福井公介
石版物醫作福井公介
石版物醫作福井公介

